令和7年 第1回 定例会

議案 参考資料

諮問第1号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

氏 名 川瀬 勉(かわせ つとむ)

住 所 三重県いなべ市北勢町麻生田

生年月日

任 期 令和7年7月1日 ~ 令和10年6月30日

その他 令和 元年7月 人権擁護委員(至現在)

以上

「人権擁護委員の職務について」

人権擁護委員は、「人権擁護委員法」に基づいて、法務大臣から委嘱され、その職務を 行っています。

この制度は、様々な分野の人たちが、地域の中で人権思想を広め、人権が侵害されないように配慮して、人権を擁護していくことが望ましいという考えから設けられたもので、人権擁護委員の活動は主に次の3つです。

- (1)人権相談に応じる。
- (2) 人権侵害による被害者を救済するための活動をする。
- (3) 国民一人ひとりの人権意識を高めるため、様々な人権啓発活動を行う。
- ○その具体的な活動としては、以下のとおりです。

|(1) 人権相談所 |

①<u>常設相談所</u> 津地方法務局及び桑名支局内において毎日、県内の人権擁護委員が交代で様々な相談に応じています。

- ①みんなの人権110番(電話での相談)
- ②子どもの人権110番(電話での相談)
- ③女性の人権ホットライン(電話での相談)
- ④子どもの人権 SOS ミニレター (手紙での相談)
- ②特設相談所 いなべ市内の公共施設において毎月1回、いなべ市人権擁護委員が交代で様々な相談に応じています。

(2)人権侵害による被害者の救済

「人権を侵害された」という被害者からの申告を受けた場合、法務局の職員と協力 して、情報の収集、調査、処理に当たります。

また、調査途中に当事者の主張や利害を調整し、円満な解決を図ることも行います。

(3)人権啓発活動

- (1) 往頭啓発(人権週間に合わせ市内各所で実施)
- ②人権の花運動(人権擁護委員が地元の小学校と協力し、子どもたちが花を育てることを通じて、「いのちの大切さ」や「相手への思いやり」という人権尊重の 意識をはぐくむ活動)
- ③人権教室(学校訪問や学習の時間などの機会に、冊子・ビデオなどを使用して 思いやりの大切さを伝える活動)
- ④人権作文コンテスト(中学生を対象に、作文を書くことを通じて人権尊重の必要性、豊かな人権感覚を身に付けることを目的として実施)

同意第1号

いなべ市固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて

氏 名 小林 聖仁(こばやし きよひと)

住 所 三重県いなべ市大安町石榑東

生年月日

任 期 令和7年4月1日 ~ 令和10年3月31日

職 歴

その他 日本司法書士会連合会 後見制度対策部 委員 三重県司法書士会 理事(空家等対策委員会 委員長) 公益社団法人成年後見支援センターリーガルサポート三重支部副支部長 いなべ市成年後見支援センター運営委員会 委員長

「固定資産評価審査委員会の職務について」

固定資産評価審査委員会は、固定資産課税台帳に登録された価格(評価額)に対する納税者の不服を審査・決定するため、地方税法に基づき設置された中立的、専門的な機関です。

固定資産の価格(評価額)が適正か否かについて審査を行います。

委員の選任

固定資産評価審査委員会の委員は、いなべ市の住民、市税の納税義務がある者又は固定 資産の評価について学識経験を有する者のうちから、議会の同意を得て、市長が選任しま す。(地方税法第423条第3項)

審査申出ができる事項

固定資産課税台帳に登録された価格に不服がある場合は、固定資産評価審査委員会に審査を申し出ることができます。 ただし、評価替え以外の年度は、家屋の新築及び増改築、土地の地目変更の場合などを除いては申し出ることはできません。

審査申出ができる方

固定資産税の納税者(課税年度の賦課期日である、1月1日現在の固定資産の所有者)

審査申出の期間

固定資産課税台帳に価格等を登録した旨の公示の日から、納税通知書の交付を受けた日後3か月間です。なお、土地及び家屋価格等縦覧帳簿を縦覧に供した日以後に価格の修正等があった場合は、その通知を受けた日から3か月以内となります。

議案第3号

いなべ市総合計画条例の一部を改正する条例の制定について

1 委員の任期の変更

委員の任期は、現在3年としているが、場合によっては、調査審議期間中(基本構想と基本計画の策定中の期間)に委員任期が満了する周期が生じることや計画の策定後の1年間は進捗管理をお願いしたいことから、委嘱時期に応じて2年又は3年とする改正をします。

基本構想及び基本計画の策定を含む期間は、3年の任期とし、それ以外の任期は2年とします。

	(年数)	R6	R7	R8	R9	RIO	RII	RI2	RI3	RI4	RI5	RI6	RI7	RI8
策 定	調査審議	構想	計画					計画				構想	計画	
	基本構想				2	3	4	5	6	7	8	9	10	
計画期間	(前期) 基本計画			前期丨	2	3	4	5						
	(後期) 基本計画								後期丨	2	3	4	5	
進 捗	進捗管理			- 1	- 1	I	- 1		- 1	- 1	-	- 1	- 1	
改正	E前任期	I	2	3	- 1	2	3	-	2	3		2	3	
改訂	E後任期		2	3	- 1	2	- 1	2	3	I	2		2	3

2 審議会の所掌事項の明記及び合議体の廃止

- (1) いなべ市総合計画審議会の所掌事項を明記します。
- (2) 10人以内の合議体として行ってきた総合計画の進捗管理を審議会委員全員で行うよう改正します。

議案第4号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の 制定について

地方自治法の一部を改正する法律が公布され、地方税共同機構による特定歳入等の収納に係る規定(法第243条の2の7)が新設されたことに伴い、市の条例において引用する地方自治法の条に繰り下げが生じたことによる改正です。

地方自治法の改正内容(市条例関係部分)

現行	改正後	内容
_	第243の2の7	地方税共同機構による特定歳入等の収納
	2~9	に係る規定(追加)
第243の2の7	第243の2の8	普通地方公共団体の長等の損害賠償責任
2, 3	2, 3	の一部免責に係る規定(繰下げ)
第243の2の8	第243の2の9	職員の賠償責任に係る規定(繰下げ)
2~4	2~14	

地方税共同機構 地方税に関する事務の合理化、納税者などの利便の向上を目的

として設立された法人

特定歳入等 eLTAX を用いて納付するものとして地方公共団体の長が指定す

る公金(地方税以外)

改正する市の条例

- 1 いなべ市監査委員条例
- 2 いなべ市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例
- 3 いなべ市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

議案第5号

いなべ市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する 条例の一部を改正する条例の制定について

福祉医療費の助成に関する事務において独自利用できる個人番号の利用範囲を 追加します。

追加する独自利用できる個人番号の利用範囲

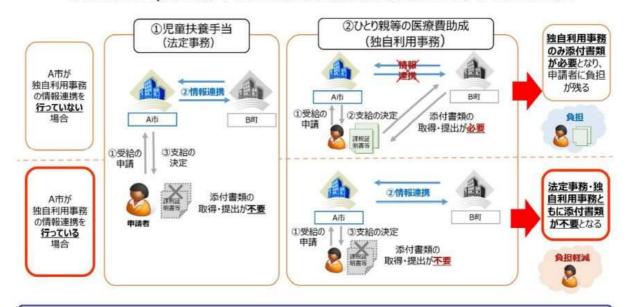
- 1 マイナ保険証への移行に伴う医療保険各法による被保険者資格又は保険給 付に関する情報
- 2 生活保護実施に関する情報
- 3 児童扶養手当の支給に関する情報

3.独自利用事務の情報連携の効果

独自利用事務の情報連携を導入することにより、例えば以下のような効果が期待されます。

例:B町からA市に転入した申請者が一つの窓口で

①児童扶養手当(法定事務)、②ひとり親等の医療費助成(独自利用事務)の申請を行う場合



独自利用事務の情報連携を実施する効果

- 住民の皆様にとっては、法定事務の情報連携に加えて独自利用事務の情報連携が進むことにより、
 多くの添付書類を削減することができる。(課税証明書等の添付書類の取得が不要となり、事務手続上の負担や手数料負担が軽減される)
- 地方公共団体にとっては、各事務手続における添付書類の取扱いの統一を図り、業務フローを簡素 化することができ、業務が効率化する。

議案第6号

いなべ市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

退職報償金支給額表の勤務年数区分に35年以上の区分を追加します。

現行 単位:円

			勤務	5年数		
階級	5 年以	10 年以	15 年以	20 年以	25 年以	30年以上
PENYX	上10年	上 15 年	上 20 年	上 25 年	上 30 年	
	未満	未満	未満	未満	未満	
団長	239,000	344,000	459,000	594,000	779,000	979,000
副団長	229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000
指揮隊長	224,000	322,000	419,000	522,000	684,000	879,000
分団長	219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000
副分団長	214,000	303,000	388,000	478,000	624,000	809,000
部長及び班長	204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000
団員	200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000



改正後

単位:円

				勤務年	数		
階級	5 年以	10 年以	15 年以	20 年以	25 年以	30年以上	35 年以上
FLIAN	上10年	上 15 年	上 20 年	上 25 年	上 30 年	35年未満	
	未満	未満	未満	未満	未満		
団長	239,000	344,000	459,000	594,000	779,000	979,000	1,079,000
副団長	229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000	1,009,000
指揮隊長	224,000	322,000	419,000	522,000	684,000	879,000	979,000
分団長	219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000	949,000
副分団長	214,000	303,000	388,000	478,000	624,000	809,000	909,000
部長及び班長	204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000	834,000
団員	200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000	789,000

議案第7号

いなべ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

- 1 育児と仕事の両立支援の強化
 - (1) 所定外労働(時間外勤務)の制限の対象拡大(第8条の3)

 改正前
 改正後

 3歳未満の子を養育する者
 小学校就学前の子を養育する者

- 2 介護と仕事の両立支援の強化
 - (1) 介護離職防止のための個別周知・意向確認等(第17条の2)

新規制度

- ・介護が必要となった状況を申し出た者に制度周知及び意向確認
- ・40 歳到達年度の職員に制度周知
- (2) 介護離職防止のための勤務環境の整備(第17条の3)

新規制度

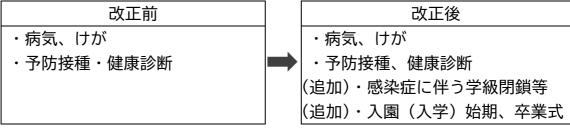
- ・介護両立支援制度等に係る研修の実施
- ・介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

3 参考

規則による改正(育児・介護関係)

(1) 子の看護休暇等の見直し

取得事由の追加(会計年度任用職員も同じ)



(2) 会計年度任用職員の休暇取得要件の緩和

以下の休暇について「6か月以上の任用」の取得要件を削除

- ・子の看護等休暇
- ・不妊治療休暇
- ・配偶者出産休暇
- ・育児参加休暇
- ・短期介護休暇

いなべ市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

賞与の改定 N

(1) 令和6年度の期末・勤勉手当及び令和7年度以降の期末・勤勉手当の支給率を次のように改正します。

(1)行政職(一)の給料表(県準拠)及び行政職(二)の給料表(国準拠)を改定します。

令和6年4月1日から遡及適用します。

(5)

月例給の改定

(期末手当を 0.05 月分、勤勉手当を 0.05 月分引き上げ) 年間 4.60 月分 ⇑ 年間 4.50 月分 一般職員 1

改正案 5 (R6.12.)	6月分	1, 225	1.025	2.25	
令和6年度		期末手当	對勉手計	期末勤勉合計	年間合計
		\uparrow			
	12月分	1, 225	1,025	2. 25	4.50
現行	6月分	1, 225	1.025	2, 25	4.
		期末手当	勤勉手当	期末勤勉合計	年間合計

П	改正案	〒和7年度 (K7.4.1 施行)	6月分 12月分	→ 期末手当 1.25 1.25	勤勉手当 1.05 1.05	期末勤勉合計 2.3 2.3	年間合計 4.60
---	-----	-------------------	----------	----------------------	----------------	----------------	-----------

12月分 1.275 1.075 2.35

遡及適用)

12.1

年間 2. 40 月分(期末手当を 0. 025 月分、勤勉手当を 0. 025 月分引き上げ) \uparrow 年間 2.35 月分 再任用職員 \nearrow

4.60

	祖 行					
				令和6年度	E (R6.12.1 遡及適用)	9及適用)
	6月分	12月分			6月分	12月分
期末手当	0.6875	9.8875	\uparrow	開末手当	0.6875	0.7125
勤勉手当	0.4875	0, 4875		計勉手当	0.4875	0.5125
期末勤勉合計	1.175	1.175		期末勤勉合計	1.175	1, 225
年間合計	2.35	35		年間合計	2, 40	40

改正案 令和7年度 (R7.4.1 施行)	6月分 12月分	期末手当 0.7 0.7	勤勉手当 0.5 0.5	期末勤勉合計 1.2 1.2	年間合計 2.40
	/	介		垂	
		Ш			

3.40 月分 ⇒ 3.45 月分 (0.05 月分引き上げ) 淵言 Ð

-	万			45
改正案	丰度(R7.4.1	6月分	1.725	3.
	令和7年度		期末手当	年間合計
		\uparrow		
1	遡及適用)	12月分	1.75	3.45
改正案	(R6. 12. 1	6月分	1.7	3.
	令和6年度		期末手当	年間合計
		\uparrow		
		12月分	1.7	40
現行		6月分	1.7	3.
			期末手当	年間合計

改正案	年度(R7.4.1 施行)	6月分 12月分	1.725 1.725	3, 45
	令和7年		期末手当	年間合計
		\uparrow		

(0.10 月分引き上げ)
⇒ 4.60月分
4.50 月分
·教育長
・副市長
T 市長

改正案 麦 (R6.12.1 浏	6月分	2. 25	4.
令和6年度		期末手当	年間合計
	\uparrow		
	12月分	2. 25	4.50
現行	6月分	2. 25	4.
		期末手当	年間合計

改正案	令和7年度 (R7.4.1 施行)	6月分 12月分	2.3 2.3	4.60
	令和 7.		期末手当	年間合計
		\uparrow		

12月分 2.35

9

遡及適用)

給与制度の見直し ∞

- (1)行政職(一)の給料表について、3級以上における各級の初号近辺の 号給をカットし、給料月額の最低水準を引き上げます。
- 例:右表のとおり、旧号給から新号給へ切替え(級は変わらない) (新号給) 3級1号給
 - (新号給) 4級1号給 ア (旧号給) 3級 5号給 ⇒ (旧号給) 4級 5号給 ⇒ \leftarrow
- ※ 行政職 (二)の給料表も同様に切替え

	8級	_	-		.		·	_	-	_	-	·	•	•	
絮	~							?							
F 市	0	L	_	_	_	l	L	_ [1 1	_	7	8	•	•	
新	3級	l	_	. 1		_ 1	2	ج الله	: M	5	9	7	•	•	
旧号給	(3~8級)	-	2	3	4	5	9		∞	6	10	11	•	•	

(2) 扶養手当の額を下表のとおり段階的に改定します。

	令和6年度 (現在)	令和7年度	令和8年度
配偶者	6,500円	3,000円	日0
子	10,000円	11,500円	13,000円

(3) 管理職員特別勤務手当

2 平日深夜に係る支給対象時間帯を拡大

<u>午前0時</u>から午前5時まで → <u>午後10時</u>から翌日の午前5時まで

規則で定める時間を超える場合、週休日等の勤務と同様に手当の額を1.5倍 \leftarrow

(4) 住居手当

持ち家に係る部分:2700円/月を廃止

イ 借家等に係る部分:対象者を定年前再任用短時間勤務職員及び

暫定再任用職員に拡大

ア
支給地域の単位を広域化させ、都道府県単位が基本となる

一級地区分が 20%、16%、12%、8%、4% の5級地に再編される 右表のとおり、5級地に区分される三重県内の支給割合が原則4%と なるため、令和6年度末まで支給停止としていた地域手当の支給を再開

(6) 通勤手当 (新幹線等の利用に係る特別料金等)

- ア 当該利用により通勤時間が片道 30 分以上短縮されることを求める要件を廃止する
- イ 2分の1に相当する額を自己負担 → 支給限度額の範囲内で全額支給
- 採用時から支給要件を満たした職員も支給対象とする(単身赴任手当も同様) Ð

地域手当の級地別支給割合一部抜粋

	見直し後の級地 (支給割合)	見直し前の級地 (支給割合)	改定幅
	1 級地(20%)	1級地 (50%)	0
		2級地 (16%)	0
		3級地 (15%)	+
		4級地 (15%)	+4
	2級地 (16%)	5級地 (10%)	+6
N=		6級地 (6%)	+10
		7級地 (3%)	+13
		非支給地(0%)	+16
		2級地 (16%)	- 4
		3級地 (15%)	-3
	0 紀 神 (120/)	4級地 (15%)	0
	(0/71) 引水(k) C	5級地 (10%)	+2
		6級地 (6%)	+6
		非支給地 (0%)	+12
		4級地 (15%)	- 4
		5級地 (10%)	-2
	4級地 (8%)	6級地 (6%)	+2
		7級地 (3%)	+5
		非支給地(0%)	+8
		6級地 (6%)	-2
	5級地(4%)	7級地 (3%)	+1
		非支給地(0%)	+4
	非支給地(0%)	7級地 (3%)	-3

いなべ市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案の概要

窓口負担なしで医療機関を受診できる年齢の範囲を高校3年生までの年齢(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)に引き上げる。

窓口負担なしで医療機関を受診できる年齢の上限

【改正前】

6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者

【改正後 ※令和7年9月1日以後の診療分から】 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者

未就学児

小学1年生~高校3年生

R7.9.1以後の 診療分から

現行の対象者

新たな対象者

県内市町の状況 (令和7年9月1日時点の実施予定状況)

対象者	市町数	市町名
高校3年生 まで	13	四日市市・桑名市・鈴鹿市・鳥羽市・熊野市・ <mark>いなべ市</mark> ・志摩市・木曽岬町・川越町・御浜町・紀宝町・大紀町 ・南伊勢町
中学3年生 まで	9	津市・伊勢市・名張市・亀山市・伊賀市・菰野町・朝日町 ・玉城町・度会町
未就学児まで	7	松阪市・尾鷲市・東員町・多気町・明和町・大台町・紀北町

議案第10号

いなべ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

いなべ市国民健康保険税率を三重県が示す標準保険料率に合わせます。

国保財政運営は県域化に伴い、県が各市町から国保運営に必要な国保事業費納付金を徴収し、各市町が負担する医療費を県が保険給付費等交付金として各市町に交付する方式となっています。

県は、各市町の「所得水準」により<mark>国保事業費納付金</mark>を決定します。 <mark>国保事業費納付金</mark>の支払いに必要な額を確保できるのが<u>『標準保険税率』</u>です。

いなべ市国民健康保険税率 前年度との比較

区	分	所得割額	均等割額	平等割額
	令和6年度	7.27%	25,200円	13,200円
医療分	令和7年度	7.97%	27,700円	14,800円
	差	0.70%	2,500円	1,600円
	令和6年度	3.20%	10,800円	5,700円
後期分	令和7年度	3.10%	10,700円	5,700円
	差	▲0.10%	▲100円	0円
	令和6年度	2.70%	10,500円	4,100円
介護分	令和7年度	3.02%	11,200円	4,400円
	差	0.32%	700円	300円

国民健康保険税(1年間)の比較 モデルケースによる算定例

【50歳 課税所得107万円 1人世帯の場合】 ※いなべ市被保険者のうち最も多い所得階層

区分	年税額	1期分	2期分	3期分	4期分	5期分	6期分	7期分	8期分	9期分
令和6年度	210, 200	23,800	23, 300	23,300	23,300	23, 300	23,300	23, 300	23, 300	23,300
令和7年度	225, 100	25, 100	25, 000	25,000	25,000	25, 000	25,000	25,000	25,000	25,000
差額	14, 900	1,300	1, 700	1, 700	1,700	1, 700	1,700	1,700	1, 700	1,700

【年金収入約151万円(課税所得0万円) 1人世帯の場合】 ※最低課税額 7割軽減対象

区分	年税額	1期分	2期分	3期分	4期分	5期分	6期分	7期分	8期分	9期分
令和6年度	16, 400	2,000	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
令和7年度	17, 600	2, 400	1,900	1,900	1, 900	1, 900	1,900	1, 900	1,900	1,900
差額	1, 200	400	100	100	100	100	100	100	100	100

議案第11号

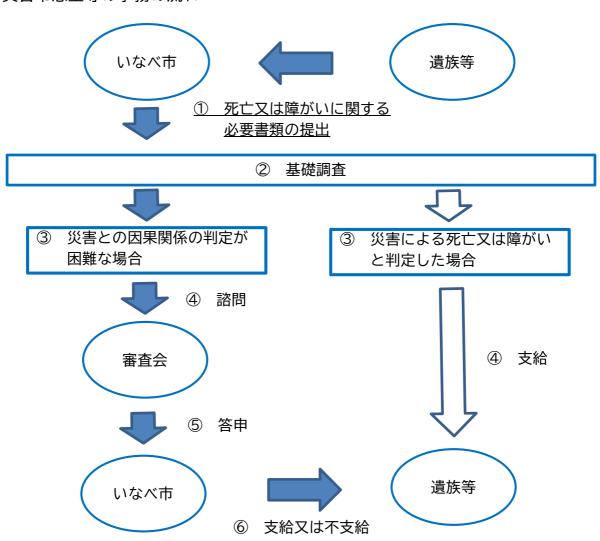
いなべ市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

災害が発生した際、遺族及び被災者に対し、災害弔慰金及び災害障害見舞金を迅速かつ適切に支給するため、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を 調査審議する機関としていなべ市災害弔慰金等支給審査会を設置します。

いなべ市災害弔慰金等支給審査会の概要

1	目的	災害による死亡又は障害であるか否かの判定が困難な場合等に、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する 事項を調査審議する
2	委員	5人以内(医師、弁護士等)
3	任期	2年

災害弔慰金等の事務の流れ



議案第13号

いなべ市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正ついて

家庭的保育事業者等は、

「1 保育内容支援」「2 代替保育」「3 卒園児の受け皿確保」の 3要件で合意した連携施設の確保が通常必要です。

【改正内容】

- ・連携施設の3要件のうち、「保育内容支援」についての基準を緩和し、「代替保育」と同様に連携施設の確保を不要とします。
- ・連携施設を確保しないこととすることができる経過措置の期間を 15 年(令和 12 年 3 月 31 日まで)に延長します。
- 1 保育内容支援とは
 - …園庭開放や集団保育を体験するための機会を提供すること。
- 2 代替保育の提供とは
 - …地域型保育事業者の保育士等が急病等の場合、代替で保育を提供すること。
- 3 卒園児の受け皿の確保とは
 - …地域型保育事業者を卒園した3歳児の優先受入枠の設定を行うこと。
- ※ 連携施設とは、1、2、3を提供することができる保育所、幼稚園、認定こ ども園、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事 業者をいいます。
- ※ いなべ市内に該当する施設はありません。

議案第14号

いなべ市ひとり親家庭等就学金支給条例を廃止する条例について

1 ひとり親家庭等に対する新しい支援

国のひとり親家庭等に対する支援制度(児童手当や児童扶養手当等)が拡大 し、恒常的な経済支援が充実してきたため、ひとり親家庭等就学金を廃止し、 新しく臨時的な経済支援制度に移行します。

現行制度			新制度	
ひとり親家庭 等就学金	\Box	ひとり親家庭等 入学卒業支度金	養育費の取決め に関する公正証 書等作成促進補 助金	養育費保証 契約促進補助金

2 ひとり親家庭等就学金(市単独事業)

市内に在住するひとり親家庭等の経済的助成を目的として、養育する児童の在学(園)状況に応じ、ひと月当たり以下の金額を支給(支給は年2回、4月と10月)(所得制限あり)

保育園及び小学校…2,000円、中学校…3,000円、高校…5,000円

3 新制度の概要(市単独事業、要綱により定める)

市内のひとり親家庭等において、養育費の確保や、児童の入学卒業時の経済 的な問題を抱える家庭が多くあるため、3つの臨時的な経済支援を実施します。

(1) ひとり親家庭等入学卒業支度金

小学校入学、中学校入学、中学校卒業の節目を迎える児童を養育するひとり親家庭等に対し、その節目に応じて以下の支度金を支給(所得制限あり) 小学校入学…30,000円、中学校入学…50,000円、中学校卒業…70,000円

- (2) 養育費の取決めに関する公正証書等作成促進補助金 養育費確保等のため、離婚に際して作成が推奨されている公正証書作成に かかる費用について、最大 50,000 円を補助
- (3) 養育費保証契約促進補助金

養育費の受取を保証するため、保険会社との保証契約に必要な費用について、最大 100,000 円を補助

議案第15号

いなべ市阿下喜ビジターセンター条例の制定について

市の観光の魅力を広く紹介するとともに、賑わいの創出及び市民活動の促進により地域の活性化を図る施設を設置するため、いなべ市阿下喜ビジターセンター条例を制定します。

【施設の概要】

- ○2階
 - ・観光拠点 (観光案内所)
- ○1階
 - ・調理室(そば打ち体験等)
 - ・創作室(6次産業化、レンタルキッチン)
 - ・コワーキングスペース(レンタルオフィス、テレワーク)
 - ・ミーティングスペース(会議等)
 - ・多目的スペース(地域交流)
- ○電源付き駐車場(車中泊可、3区画)

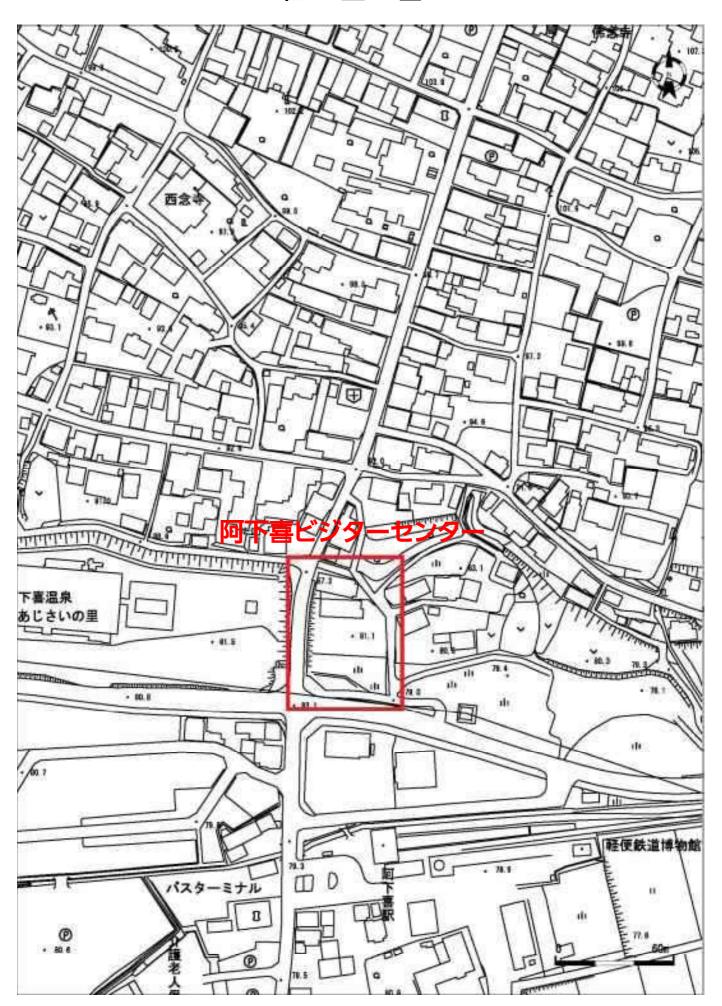
【利用料金】

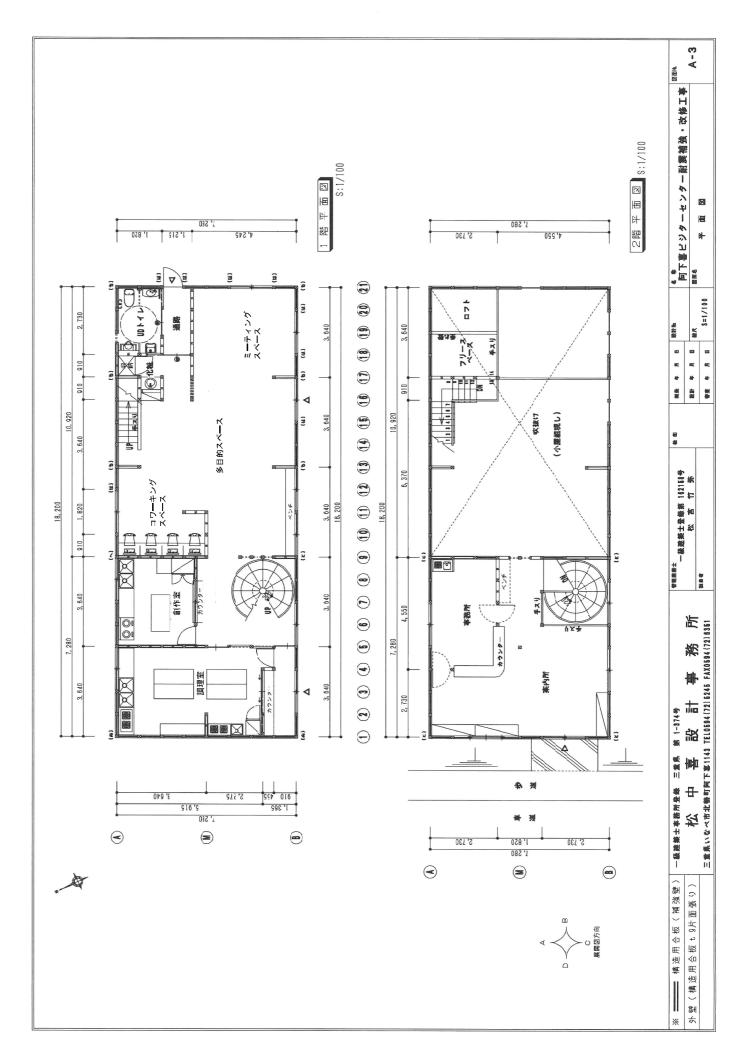
名称	単位	利用料金
調理室	1時間	1,000円
創作室	1時間	500円
コワーキングスペース	1時間	200円
ミーティングスペース	1時間	400円
多目的スペース	1日	5,000円
電源付き駐車場区画	1時間	300円
その他市長が定める附属設備及び備付備品	市長が別に定める額	

備考

- 1 利用時間が1時間に満たない場合は、1時間とみなす。
- 2 大人は高校生以上、小人は3歳以上中学生以下とする。
- 3 調理室、創作室、コワーキングスペース及びミーティングスペースの利用 料金は大人料金とし、小人は大人料金の半額とする。

位 置 図

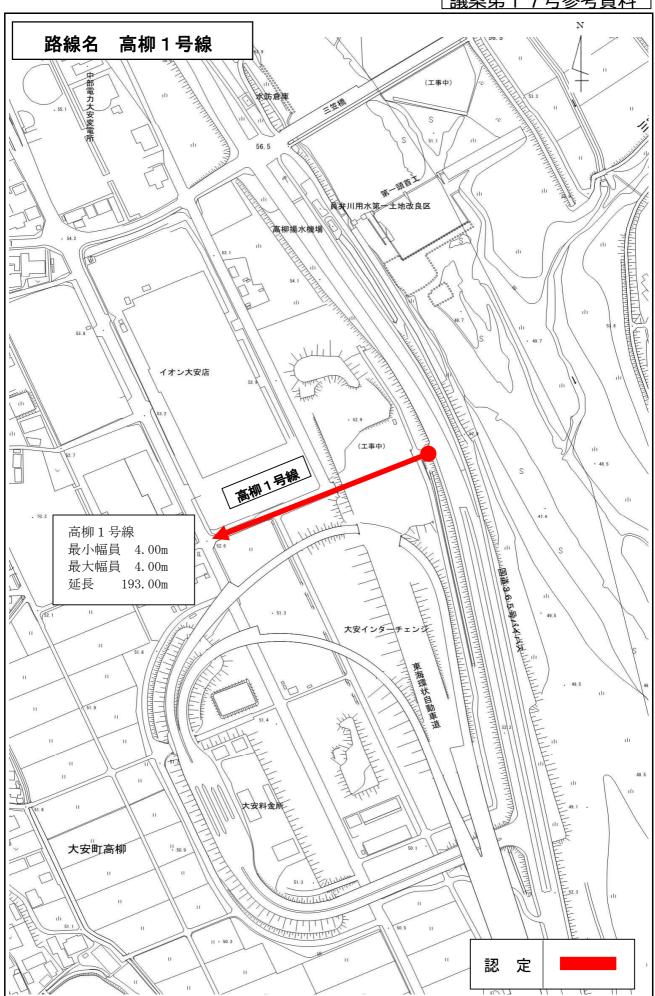


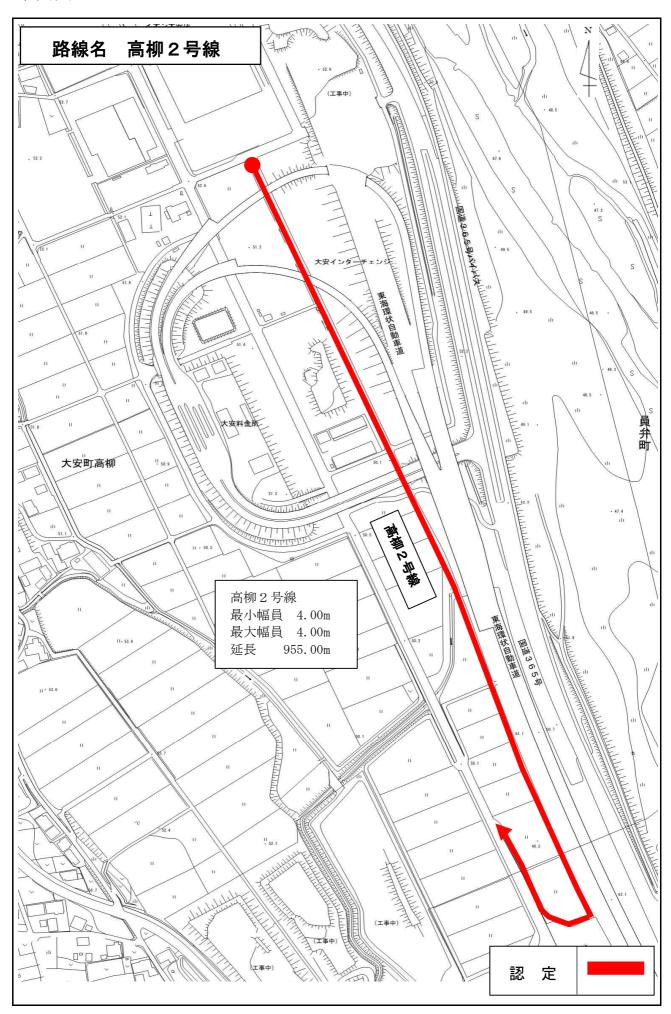


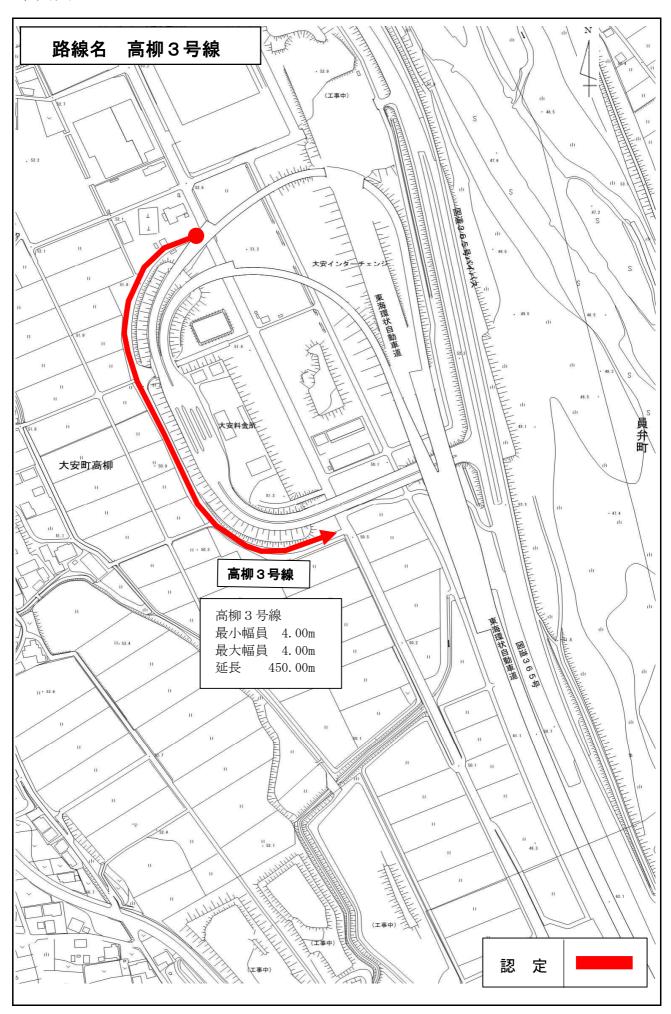


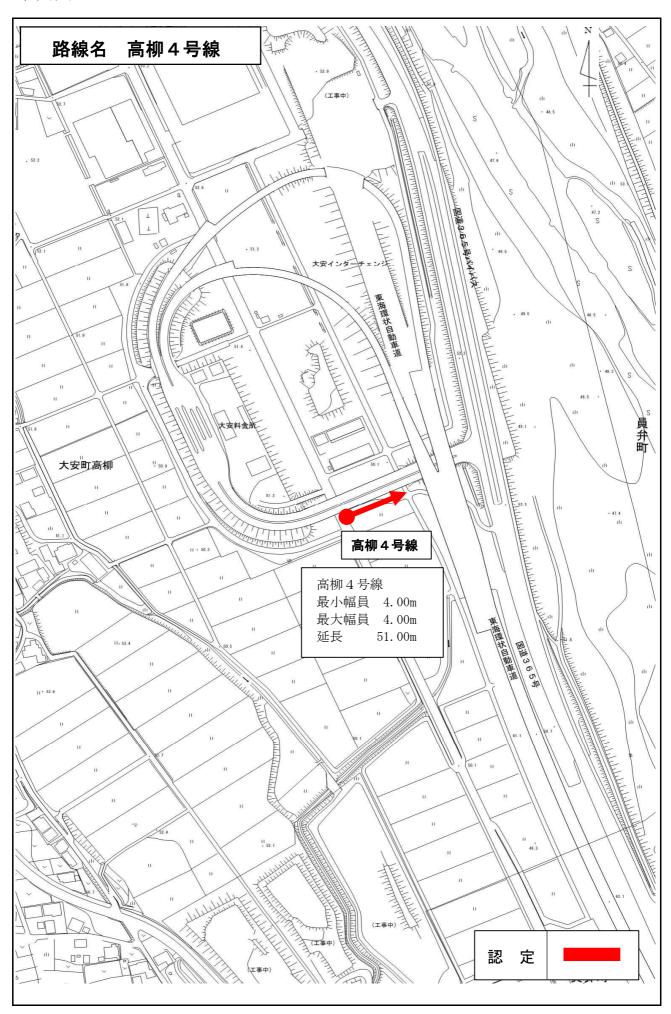
阿下喜ビジターセンター

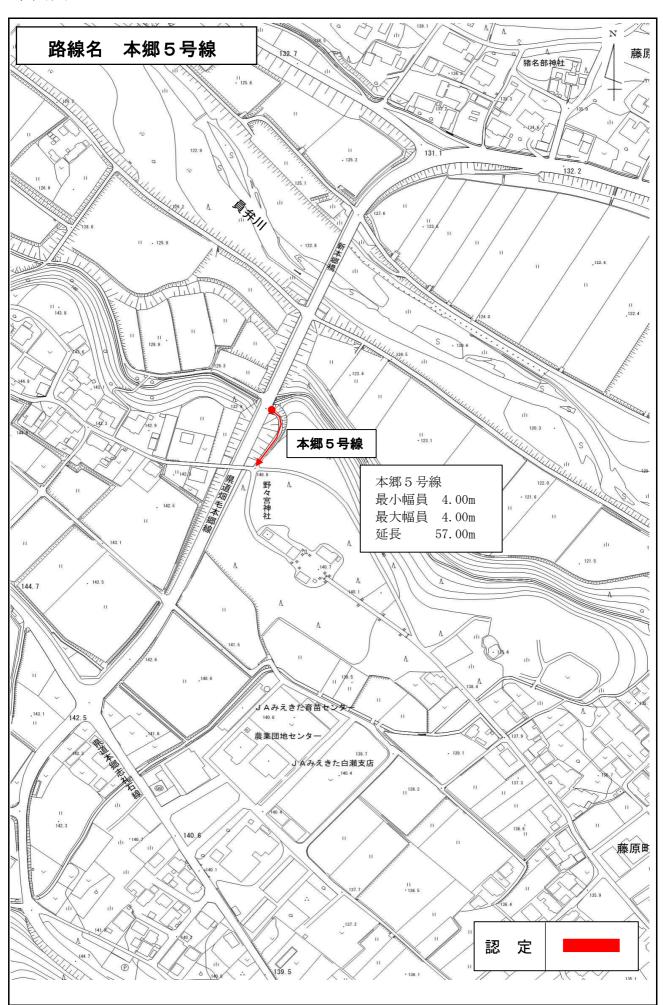
議案第17号参考資料



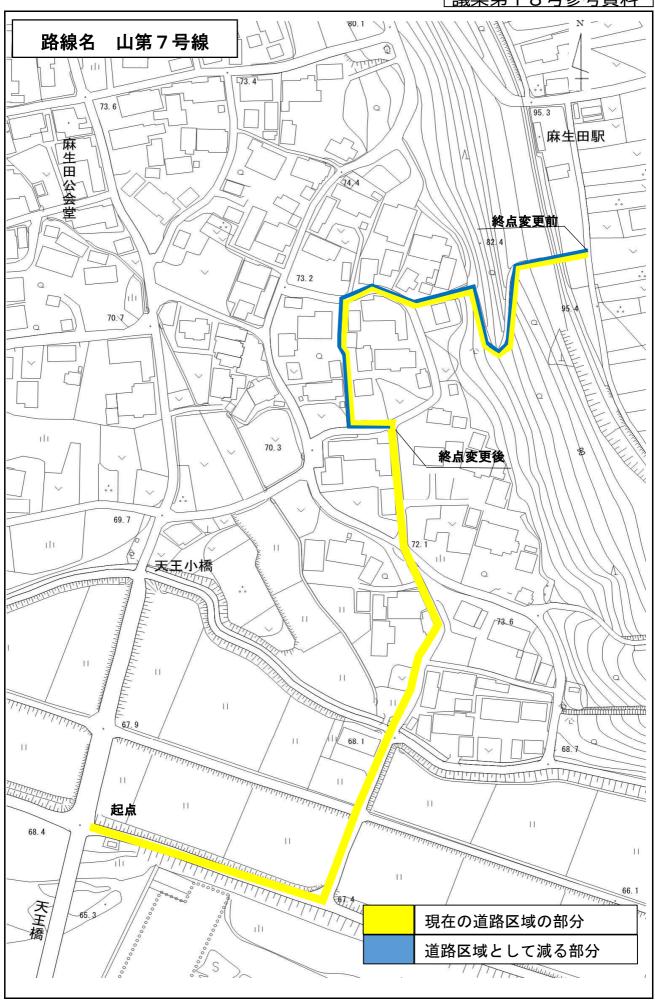


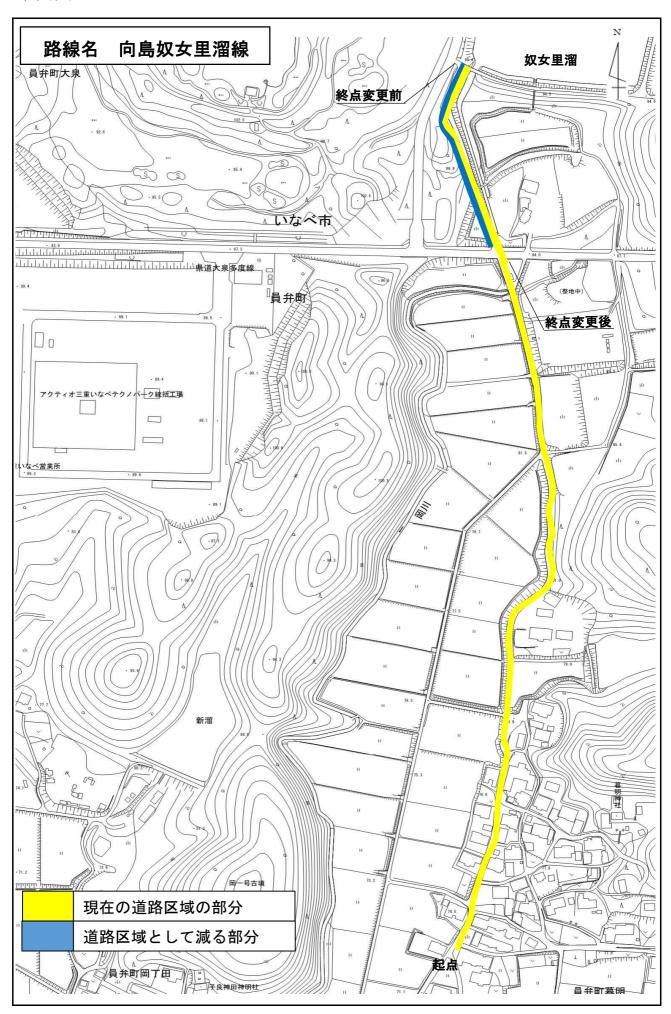


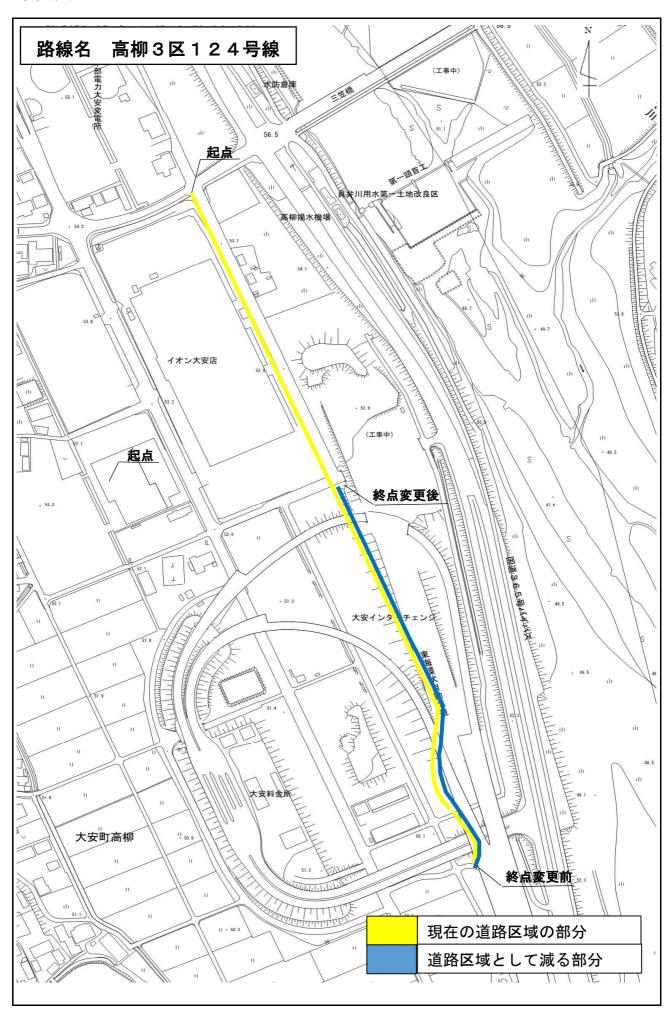


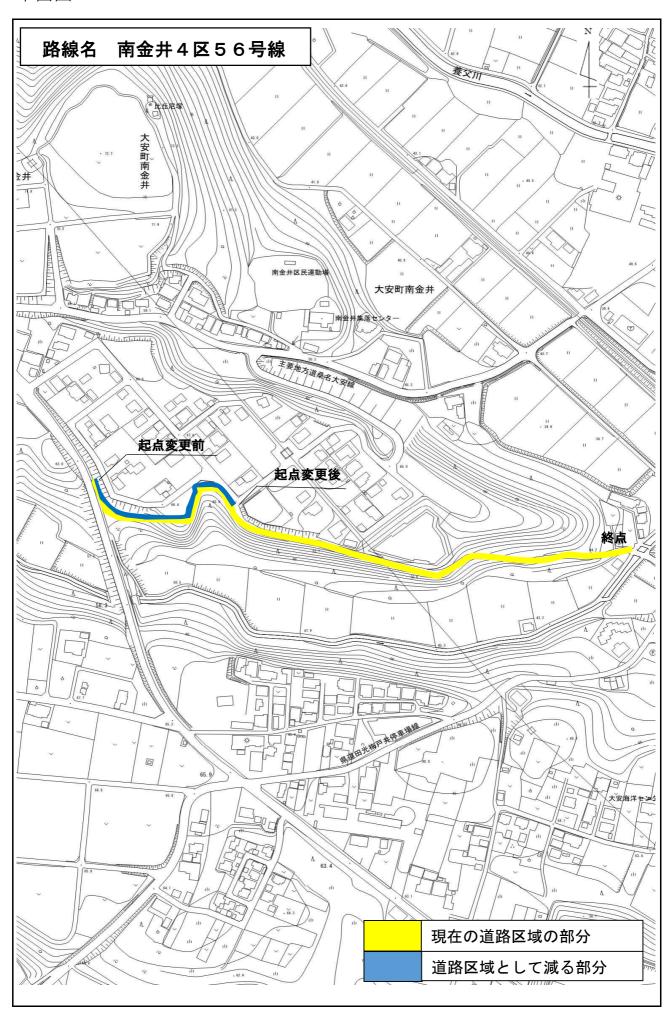


議案第18号参考資料









議案第20号

令和6年度いなべ市一般会計補正予算(第8号)

3月補正予算の主な内容は、事業完了、精査に伴う減額と下記のとおりです。

記

(補正額) 予算書

1 私立保育園運営支援事業(保育課)

51,000千円 P47

(私立保育園運営扶助費)

令和6年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定を踏まえた令和6年度国補 正予算における公定価格の改正に伴い、保育士等の人件費を10.7%程度引き上げ ることに伴う扶助費の増額を行います。

2 出産・子育て応援交付金事業(母子保健課)

1,485千円 P51

(妊婦のための支援給付金システム改修事業)

出産・子育て応援交付金事業(現制度)から妊婦のための支援給付金事業(新制度)への移行に伴うシステム改修を行います。

3 農村地域防災減災事業(農林整備課)

50,000千円 P59

(県営ため池防災事業)

笠田大溜地区の整備計画策定といなべ市6期地区の5か所の現状評価を行います。

また、県が実施する県営ため池防災事業(上平溜(ウエビラダメ)、洞ヶ谷溜 (ドウガタニダメ)、阿弥陀寺溜(アミダジダメ))に対して負担金を支払います。

4 公立小学校施設整備事業(教育総務課)

204,660千円 P75

(阿下喜小学校長寿命化改修工事)

阿下喜小学校の校舎と体育館の長寿命化改修を行います。

(十社小学校体育館空調設備設置工事)

十社小学校体育館に空調設備を設置します。

議案第24~29号

令和7年度いなべ市一般会計・特別会計・企業会計予算について

予算規模

	令和7年度	令和6年度	増 減 額	前年度比
一般会計	282.6 億円	249.0 億円	33.6 億円	13.5%
特別会計	98.8 億円	98.4億円	0.4億円	0.4%

【一般会計】

歳入の主な事項

市税

	令和7年度	令和6年度	増 減 額	前年度比
市税	97.0 億円	94.4億円	2.6 億円	2.8%
うち個人市民税	25.2 億円	24.0 億円	1.2 億円	5.0%
うち法人市民税	10.5 億円	12.0 億円	△1.5 億円	△12.5%
うち固定資産税	56.0 億円	53.0 億円	3.0 億円	5.7%

地方交付税

	令和7年度	令和6年度	増 減 額	前年度比
地方交付税	26.1億円	28.7億円	△2.6億円	△9.1%
うち普通交付税	19.5 億円	22.9 億円	△3.4億円	△14.8%
うち特別交付税	6.6億円	5.8億円	0.8億円	13.8%

繰入金

	令和7年度	令和6年度	増 減 額	前年度比
繰 入 金	34.0 億円	25.8 億円	8.2 億円	31.8%

繰入金内訳

財政調整基金2,741,199 千円市債管理基金繰入金497,142 千円

物づくり・発明支援基金繰入金 1,000 千円

ふるさと応援基金繰入金 1,440 千円

市営住宅整備基金繰入金 4,991 千円 地域福祉基金繰入金 81,925 千円

森林環境基金繰入金 19,300 千円

後期高齢者医療特別会計繰入金 1,000 千円

介護保険特別会計繰入金 56,729 千円

市債

		令和7年度	令和6年度	増 減 額	前年度比
市	債	50.9 億円	24.8 億円	26.1 億円	105.2%

歳出の主な事項

義務的経費

	令和7年度	令和6年度	増 減 額	前年度比
人 件 費	39.5 億円	37.7億円	1.8 億円	4.8%

地域手当支給(0.6億円)、期末手当(0.5億円)の増など

	令和7年度	令和6年度	増 減 額	前年度比
扶 助 費	40.6 億円	34.4 億円	6.2 億円	18.0%

児童手当(3.3億円)、障害者介護・訓練等給付費(1.6億円)、子ども医療扶助費(0.5億円)の増など

	令和7年度	令和6年度	増 減 額	前年度比
公 債 費	33.4 億円	32.2 億円	1.2 億円	3.7%

緊急浚渫推進事業、緊急防災・減災事業、緊急自然災害防止対策事業に係る償還に伴う増など

投資的経費

	令和7年度	令和6年度	増 減 額	前年度比
普通建設事業費	59.0 億円	29.9 億円	29.1 億円	97.3%

いなべ消防署車両更新負担金(0.9億円)、藤原地区消防団詰所新築事業(7.4億円)、大安東分団詰所新築事業(3.1億円)、阿下喜小学校長寿命化改修事業(2.7億円)、小学校体育館空調設備設置事業(4.8億円)、丹生川小学校大規模改修及びプール解体事業(3.0億円)、中学校体育館空調設備設置事業(5.1億円)、藤原文化センター大規模改修事業(7.3億円)、大安海洋センター体育館耐震補強及び長寿命化事業(2.1億円)、大安スポーツ公園体育館耐震補強及び長寿命化事業(8.2億円)の増など

その他の経費

	令和7年度	令和6年度	増 減 額	前年度比
物件費	53.8 億円	52.8 億円	1.0 億円	1.9%
学校給食公会計	十化に伴う賄材料3	費(2.2億円)	の増など	

	令和7年度	令和6年度	増 減 額	前年度比
補助費等	34.9 億円	37.5 億円	△2.6億円	△6.9%

学校給食公会計化に伴う補助金(1.9億円)の減など

注)表示単位未満四捨五入のため、計算が合わない場合があります。

令和7年度当初予算主要事業

■一般会計 《ハード事業》 1 グリーンインフラ推進事業(新産業創造課) 【新規】にぎわいの森グリーンインフラ機能向上事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	〜レーラーハウス
2 放課後児童クラブ施設整備事業(学校教育課) 【新規】三里地区放課後児童クラブ増強事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P89 ・・・2,965 千円 車を隣接地に増築
3 大安粗大ごみ場整備事業(環境衛生課) 【新規】大安粗大ごみ場整備事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 大安粗大ごみ場と大安一般廃棄物最終処分場への進入路を変更する を行います。 …建設工事	P107 ・・22,000 千円 るための道路整備
4 公用車購入事業(環境衛生課) 【新規】塵芥車更新事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P107 ・・18,203 千円 す。
5 農業公園整備事業(商工観光課) (1)【新規】エコ福祉広場駐車場整備事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P113 ・・ 30,000 千円 ます。 ・・ 20,000 千円
6 農業基盤整備事業(補助)(農林整備課) 【新規】農業水路等長寿命化・防災減災事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	内の丹生川久下油 L事測量設計と北
7 農村地域防災減災事業(農林整備課) 【継続】県営ため池防災事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	方災重点ため池の F溜、洞ヶ谷溜、

8 農業用施設防災事業(農林整備課) P115 【新規】緊急自然災害防止対策事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
9 県単林道改良事業(農林整備課) P117 【新規】県単林道改良事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5,500 千円 大安町宇賀地内の林道宇賀線側溝整備工事、北勢町小原一色地内の林道梶ヶ谷(カジガタニ)線路肩整備工事を行います。 …改修工事
10 道路災害防止対策事業(建設課) P127 【継続】緊急自然災害防止対策事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 196,000 千円 国が実施する防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策に併せて市道の舗装 及び道路施設の長寿命化を集中的に行います。 …建設工事
11 防災・安全交付金事業(建設課) P127 (1)【新規】市道笠田新田中央線道路改良事業・・・・・・・・・・30,000 千円 国道 421 号と員弁地区防災拠点を結ぶ避難路を整備します。
…建設工事、建物補償、用地買収 (2)【新規】市道阿第 107 号線歩道整備事業・・・・・・・・・・・・31,000 千円 いなべ市役所本庁舎前の市道に歩道を整備します。
…測量設計、用地買収 (3)【継続】市道楚原北勢線路肩整備事業・・・・・・・・・・・・・・・ 20,000 千円 員弁西小学校区内の上笠田地区、笠田新田地区、下笠田地区の一部の範囲でゾーン 30(最高速度 30 k m/h 規制)対策を実施するとともに、児童生徒の安全を確保するため通学路の路肩を整備します。 ・・・建設工事
(4)【継続】市道西方上笠田線自歩道整備事業・・・・・・・・・・・150,000 千円 三岐鉄道北勢線大泉駅と県立いなべ総合学園間の自歩道を整備します。 …建設工事、舗装工事、用地買収
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
12 市単独道路改良事業(建設課) P127 (1)【継続】市道宮東三反丸(ミヤヒガシサンタンマル)線道路改良事業・・30,000 千円 国道 421 号バイパスの踏切新設に伴い、閉鎖された員弁町大泉新田地内の2か所 の踏切を迂回するための道路改良を行います。 …建設工事
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
13 道路メンテナンス事業(建設課) P127 【継続】橋梁長寿命化修繕事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・115,000 千円 橋梁長寿命化修繕計画に基づき、4橋(宇賀橋・笠田大橋・前川橋・宮谷橋)の修繕 工事と対象橋梁 165 橋の定期点検を行います。 …橋梁点検、修繕工事

14 市単独河川維持改良事業(建設課) P129 (1)【継続】緊急自然災害防止対策事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・49,500 千月 河川施設の個別施設計画による診断結果を踏まえ、大安町大井田地内の準用河川尼ヶ谷川(アマガタニガワ)外 1 河川の河川改修工事、大安町石榑北山地内の準月河川七夕川(タナバタガワ)の越流対策工事、員弁町御薗地内の準用河川吉備川(ビガワ)外 6 河川の護岸整備工事及び藤原町西野尻地内の準用河川不動川(フドガワ)外 4 河川の河床整備工事を行います。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	川用キウ・・円
15 常備消防整備事業(防災課) P135 (1)【継続】消防指令システム更新事業・・・・・・・・・・・・・・・181,511 千 平成 28 年4月から運用を開始している現行の消防指令システムが老朽化しているため令和6年と令和7年度の2か年で新たなシステムに更新します。 …システム更新 (2)【新規】常備消防車両更新事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・88,936 千 桑名市消防本部車両検討会の更新計画に基づいていなべ消防署の水槽付き消除ポンプ車と指揮車(東員町の一部負担あり)の更新を行います。 …車両購入	い 円
16 消防団施設整備事業(防災課) P135 (1)【継続】大安東分団詰所整備事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	円円
17 消防水利整備事業(防災課) P135 【継続】消防水利新設・修繕・撤去工事・・・・・・・・・・・・・・・・30,700 千 自治会要望により、北勢町平野新田地内の消火栓の新設、大安町石榑南、石榑東地内 員弁町畑新田地内の消火栓の移設、北勢町奥村、垣内、其原、麻生田地内、員弁町笠に 新田地内の消火栓の修繕及び北勢町麻生田地内の防火水槽撤去を行います。 …設計業務、新設工事、修繕工事、撤去工事]
18 GIGAスクール構想整備事業(学校教育課) P141 【継続】GIGAスクール端末更新業務・・・・・・・・・・・・・74,140 千月 更新計画に基づき市が保有するダブレット端末の更新を行います。 …更新業務	円
19 スクールバス運行管理センター整備事業(学校教育課) P143 【新規】スクールバス運行管理センター改修工事・・・・・・・・・20,000 千F 北勢西分団詰所の移転に伴い、跡地をスクールバス運行管理センターとして整備します。 …建築工事	円 ま

20 公立小学校施設整備事業(教育総務課) P147 (1)【継続】阿下喜小学校長寿命化事業・・・・・・・・・・・・・・・270,859 千円 阿下喜小学校の長寿命化改修工事を行います。
…設計監理、改修工事 (2)【新規】小学校体育館空調設備設置事業・・・・・・・・・・・・481,500 千円 避難所に指定されている小学校体育館に空調を設置します。 …設計監理、設置工事
(3)【新規】丹生川小学校大規模改修及びプール解体事業・・・・・・・296,500 千円 車椅子使用者用トイレ及びエレベーター設置に加えトイレの洋式化を行います。 また、大規模改修に併せてプールの解体も行います。 …設計監理、改修工事
21 公立中学校施設整備事業(教育総務課) P151 (1)【新規】中学校体育館空調設備設置事業・・・・・・・・・・・510,100 千円 避難所に指定している中学校体育館に空調設備を設置します。 …設計監理、設置工事
(2)【新規】員弁中学校多目的トイレ設置事業・・・・・・・・・・・・9,200 千円 避難所に指定している員弁中学校に避難所の機能向上を行うための多目的トイ レを設置します。
…設計監理、設置工事 (3)【新規】大安中学校生徒用椅子購入事業・・・・・・・・・・・・・5,300 千円 大安中学校に三重県産木材を活用した生徒用の椅子を購入します。 …備品購入
22 社会教育施設整備事業(生涯学習課) P161 (1)【新規】藤原文化センター大規模改修事業・・・・・・・・・・・・・727,300 千円 築35 年を経過した藤原文化センターの大規模改修を行います。 …工事監理、建築工事
23 スポーツ施設修繕事業(生涯学習課) P167 (1)【新規】大安スポーツ公園体育館耐震補強及び長寿命化事業・・・・・820,000 千円 大安スポーツ公園体育館の耐震補強工事と長寿命化工事を行います。 …工事監理、建築工事
(2)【新規】大安海洋センター体育館耐震補強及び長寿命化事業・・・・・210,000 千円 大安海洋センター体育館の耐震補強工事と長寿命化工事を行います。 …工事監理、建築工事
(3)【新規】員弁運動公園喫煙所設置事業・・・・・・・・・・・・・・・3,050 千円 受動喫煙を防ぐため員弁運動公園敷地内に喫煙所を設置します。 …設置工事
(4)【新規】大安海洋センター体育館駐車場整備事業・・・・・・・・・14,300 千円 賃貸借契約が終了したことにより駐車場が減少したため新たに駐車場を整備し ます。
···設計監理、整備工事

《ソフト事業》 1 地域おこし協力隊事業 P53、77、107、119 【継続】地域おこし協力隊事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2 集落支援員事業 P 51、61、77、81、93、97、103、107、111、119、127、135、139 【継続】集落支援員事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・179,653 千円 「暮らしの保健室支援員」、「獣害パトロール員」、「道路パトロール員」など 13 事業 129 人の集落支援員を予定しています。
3 地域活性化起業人事業 P53、59、63、103、107、119、133、139、169 【継続】地域活性化起業人事業・・・・・・・・・・・・・・・・・ 136,975 千円 「地域エネルギーの活用計画支援」、「山辺店舗群支援」、「アウトドアの推進」、「シティ プロモーションの推進」など9事業21人の地域活性化起業人を予定しています。
4 公共交通調査事業(交通政策課) P61 【新規】公共交通調査事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12,000 千円 福祉バスを含めた公共交通のあり方を検討するための現状分析、アンケート調査、事 業者等へのヒアリング調査、デマンド導入の可能性の検討などを行います。
 5 自治体DX推進事業(情報課) (1)【新規】生成AIチャットボット環境構築事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
に透明字幕表示ディスプレイを窓口に設置します。 (3)【継続】システム標準化移行業務・・・・・・・・・・・・・・・・ 86,293 千円 基幹業務システム(福祉、戸籍等)、戸籍コンビニ交付システムを国が用意する ガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへ移行します。
6 物価高騰対応重点支援事業(人権)(人権福祉課) P77 【継続】住民税非課税世帯等給付事業・・・・・・・・・・・・・・・21,700千円 令和6年度の住民税非課税世帯に対し、1世帯当たり3万円を給付します。
7 地域生活支援事業(障がい福祉課) P81 【新規】障がい者安心生活支援事業 ・・・・・・・・・・・・・・・3,614 千円 障がい者が地域の中で孤立することなく、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、 緊急時対応及び個別支援等のコーディネートと緊急受入れ機関のネットワーク形成を 行います。
8 障がい者グループホーム整備補助金事業(障がい福祉課) P83 【新規】障がい者グループホーム整備補助金事業 ・・・・・・・・80,000 千円 いなべ市社会福祉協議会が建設する障がい者グループホーム整備に対して補助を行 います。
9 私立認定こども園等施設整備補助事業(保育課) P93 【新規】三里こども園整備補助事業 ・・・・・・・・・・・・・・30,000 千円 三里こども園の屋根の葺き替えや外壁改修等の大規模修繕のためにいなべ市社会福 祉協議会に対して補助を行います。

10 みえ子ども・子育て応援総合補助金事業(保育課) P93 【新規】自然保育推進事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3,900 千 自然保育を行うための保育材料や備品購入に対して1園当たり30万円を補助し す。	
11 ひとり親家庭支援事業(こども政策課) P95 【新規】入学等支度金支給事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	備一円
12 こども計画策定事業(こども政策課) P95 【新規】こども計画策定事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
13 地域脱炭素移行重点対策加速化事業(都市整備課) P103 【継続】地域脱炭素移行重点対策加速化事業・・・・・・・・・・120,125 千 環境省の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金(重点対策加速化事業)を活用し、住宅 事業所及び公共施設の太陽光発電設備設置補助など、2050 年ゼロカーボンシティの 現に向けた取組を行います。 事業内容	包、
住宅、事業所及び公共施設の太陽光発電設備設置(太陽光パネル、蓄電池) 個人向け住宅窓改修 ゼロエネルギーハウス(ZEH) 個人向け電気自動車購入及び充電設備設置 公用車のEV化 公共施設の充電設備設置 公用車車載用ポータブル外部給電器購入	
14 検診・疾病対策事業(健康推進課) P103 【新規】骨髄等移植ドナー支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	F
15 新斎場基本構想策定事業(環境政策課) P105 【新規】新斎場基本構想策定事業 ・・・・・・・・・11,198 千 新斎場の施設規模や焼却方式などの基本的事項と事業方式を検討する基本構想を策 します。	
16 ごみ処理施設整備基本構想策定事業(環境衛生課) P107 【新規】ごみ処理施設整備基本構想策定事業 ・・・・・・・・・11,000 千 菰野町との定住自立圏形成協定に基づき、ごみ処理施設整備の基本構想を策定します	円 す。
17 広域清掃事業組合設立準備事業(環境衛生課) P107 【新規】広域清掃事業組合設立準備業務 ・・・・・・・・・20,898 千 広域化ごみ処理施設整備を円滑に行うための一部事務組合の設立に向けた準備を行ます。	

18 経営体育成支援事業(農業振興課) (1)【新規】みどり戦略推進事業補助金事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	を取得して 上限として 1,440 千円 取り組む農 ・400 千円
19 家畜伝染病対策事業(農業振興課) 【新規】家畜伝染病対策補助金事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、アフリカ豚熱の罹患及び未知の病原体 を未然に防ぐために防疫資材の購入費用等に対して1農業者当たり 20 万円を て補助を行います。	本への感染
20 森と緑の県民税事業(農林整備課) (1)【継続】箸制作委託事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P117 1,045 千円 C贈呈しま
(2)【継続】危険木除去事業費補助事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5,500 千円 5り)、いな 会、其原里
(1)【継続】古田地区森林環境整備事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	区に対して 1,000 千円 区に対して 1.000 千円
北勢町新町地内の林道新町線の修繕を行います。	9,000 千円 2,522 千円 浦助金で実
22 阿下喜ビジターセンター管理事業(商工観光課) 【新規】阿下喜ビジターセンター管理事業・・・・・・・・・・・・ 阿下喜ビジターセンターで行う観光案内所業務、レンタルオフィス業務、し ッチン業務、レンタルサイクル業務、車中泊ステーション業務を委託します。	ノンタルモ

	クリーンクリエイティフいなべ推進事業 (商工観光課)	P 121	
(1)	【継続】グリーンクリエイティブいなべ推進事業・・・・・・・・・・	8,000) 十 円
	にぎわいの森を拠点としたまちづくりの効果を市内全域へ広げるため	ار, п	北小口
(2)	産者等と連携したWEEKEND MARKETを開催します。	<i>(</i> 000	\
(2)		· 0, UUU	
	グリーンクリエイティブいなべ推進事業の中核を担うまちづくり法ノ		过什么
(2)	法人グリーンクリエイティブいなべ」の運営に必要な経費を補助します。 【************************************		\
(3)			
	にぎわいの森への来訪者を市内各所(飲食店、観光施設等)へ回遊さ [・]	らるこ	<i>د د ,</i>
	にぎわいの森の効果を市内へ波及させます。 観光交流人口の拡大と市内滞在時間の拡大を図るため、デジタルスタ	, ~ , ~ °=	511
	観光文派人口の拡入と中内滞任時間の拡入を図るため、アプタルスタ 等を開催します。また、市内体験イベントの開催や来訪者の拡大を図る	ノノノ	ノリー
	- 等を開催しより。よた、同内体験イベンドの開催で未訪省の拡入を図る - のイベントに参加しPRを行います。)/_0/	-4746
(1)	「一人)」「に参加して K を 1」いより。 【継続】アウトドア・自然体験事業・・・・・・・・・・・・・	. 2 000	1
(4)	こどもを対象に、自然環境等の専門的知見を有する者と連携した自然		
	トを実施し、新たな観光体験メニューの開発を行います。 	(14)例为 1	
(5)		. a nnr	14四
(3)	いなべの山や自然を活用したアウトドアイベントを開催し、観光交流		
	を図ります。	r) (M o	/ JIA/ \
(6)	【継続】Hyggeプロモーション事業・・・・・・・・・・・・・	15, 000) 千円
(0)	デンマーク語で「居心地のいい場所」、「楽しい時間」を意味するHy	' a a e	, (Ľ
	ュゲ)をコンセプトに「自然」、「食」、「アウトドア」などのPRやイン		
	見据えた多言語化サイト等の構築を実施します。		. –
24	いなベカジュアルSDGs推進事業(商工観光課)	P 121	
(1)	【継続】SDGs未来都市推進業務・・・・・・・・・・・・・・	2,500)千円
	いなべSDGs推進計画の推進、コンセプトブックによる啓発・普及	活動	(商工
	会及び金融機関と連携)により、市内でSDGsに取り組む事業者の拡	大を図	⅓りま
(0)	す。 「Market No. 1 > コーナムトロゾナンド		
(2)	「継続】山辺店舗群事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3,000	十円
	新林が東地寺を有効活用し、中氏にとつ(新たな循境型にンネ人モア スキャースキャースを	一ルを急	以下 3
	るため、可動式店舗群(軽トラックに荷箱を載せたモバイルヒュッテ)	を活り	flし、
(2)	山辺のPRにより活性化を図ります。 【継続】山辺商品開発等事業・・・・・・・・・・・・・・・	E 000	\
(3)	「MMM」山辺岡山開光寺事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	¹ D D ≴	, 一门
	####################################	1 P N 2	上日文
(4)		. 6 000	1
(4)	オープンし5年が経つ「まちづくり・ひとづくり拠点 にぎわいの柔		
	化を行うとともに、合わせて山辺エリアとの機能強化のコンサルティン	ノグを耳	2世元
	人・物・事柄などが互いに作用し合い、機能や効果を高めます。	7 2 2	
(5)	【新規】山辺商品及び造成旅行商品PR支援業務・・・・・・・・・・・	10 000	1千円
(3)	山辺商品及び造成旅行商品のPR、販売のためのイベントを実施する	いまか.	้ร่่งไ
	S等を活用したプロモーションを実施します。	710473 (011
25 :	空家対策計画策定事業(住宅課)	P 133	
【新	空家対策計画策定事業(任宅課) 規】空家対策計画策定事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 7, 735	千円
	令和6年度に行った空家実態調査及び意向調査の結果に基づき空家対策	計画を	策定
	ます。		
0.1	+n)<	B 4 = -	
26	部活動振興事業(学校教育課)	P 153	. ~
【新	規】いなべ市地域クラブ活動モデル事業・・・・・・・・・・ 国の部活動地域移行スタートアップ事業補助金を活用して学校部活動を	• 3,648	十十十
		段陷的	川し地
项	れる移行します。		

27 市史編さん事業(生涯学習課) P159 【継続】市史編さん事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10,672 千円 市史編さん委員会、市史編集会議を開催するとともに、編集委員等による資料収集、 現地調査・研究及び講演会を実施します。 ■特別会計 (単位:千円、%)

	令和7年度	令和6年度	比	較
区 分	予 算 額	予 算 額	増減額	前年比
	Α	В	A - B	(A-B)/B
国民健康保険	4, 576, 689	4, 575, 148	1, 541	0.0
後期高齢者医療	1, 250, 245	1, 200, 705	49, 540	4.1
介護保険	4, 052, 732	4, 060, 682	△7, 950	△0.2
特別会計合計	9, 879, 666	9, 836, 535	43, 131	0.4

注)表示単位未満四捨五入のため、計算が合わない場合があります。

■企業会計 (単位:千円、%)

	令和7年度 令和6年度		比較	
区分	予算額	予算額	増 減 額	前年比
	Α	B A-B		(A-B)/B
水道事業	2, 076, 900	2, 534, 200	△457, 300	△18.0
下水道事業	2, 974, 486	2, 889, 225	86, 261	3.0
企業会計合計	5, 051, 386	5, 423, 425	△372, 039	△6.9

注)表示単位未満四捨五入のため、計算が合わない場合があります。

■水道事業会計

1 配水管布設事業(水道工務課)

P307

- (1)【新規】東海環状自動車道工事に伴う向平地内配水管移設工事・・・・・40,000 千円 北勢町向平地内で中日本高速道路株式会社からの依頼により東海環状自動車道の パーキングエリア建設に伴う配水管の移設工事を行います。
- (2)【新規】東海環状自動車道工事に伴う田辺地内送水管・配水管移設工事・・80,000 千円 北勢町田辺地内で中日本高速道路株式会社からの依頼により東海環状自動車道の 工事に伴う送水管・配水管の移設工事を行います。
- (3)【新規】老朽配水管布設替工事・・・・・・・・・・・・・・・・・・・126,500 千円 北勢町其原地内、員弁町岡丁田・坂東新田地内、大安町丹生川久下・石榑南地内で 老朽化に伴う配水管の布設替工事を行います。

■下水道事業会計

1 下水道施設整備事業(下水道課)

P 345

- (1)【継続】農業集落排水地区の公共下水道への接続事業・・・・・・・・40,000 千円 十社南部地区を公共下水道へ接続するための下水道管渠布設工事を行います。
- (2)【新規】下水道テレビカメラ調査事業・・・・・・・・・・・・・・ 12,000 千円 北勢町新町・別名・新貝・東村地内の下水道管のカメラ調査を行います。
- (3)【新規】下水道管路更生工事・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50,000 千円 カメラ調査の結果、管路の劣化度合いが高かった北勢町奥村・新町地内の下水道管 路の更生工事を行います。

2	農業集落排水施設整備事業	(エル)苦囲)
/	辰耒 朱 洛排水伽設榮伽事某	して水は緑り

P 345

- (1)【新規】農業集落排水地区通報装置通信機器改修工事・・・・・・・・18,370 千円 汚水処理施設及びマンホールポンプ施設の通報システムを3G回線からLTE回線 に切り替えます。
- (3)【新規】立田地区農業集落排水施設統合事業・・・・・・・・・・・・・・・ 16,000 千円 今後建て替えが予想される藤原町立田地区にある3つの処理施設の統合に向けた 調査・検討を行います。